

専任を必要とする主任技術者の兼務について（試行）

公社が発注する工事で、専任を必要とする主任技術者の兼務について、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

1 実施要件

専任を必要とする主任技術者（以下「専任技術者」という。）が兼務できる要件は、次の（１）から（４）までとする。

- （１） ①及び②の両方に該当する工事のうち、③又は④に該当する工事は除く。
 - ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は工事の施工に当たり相互に調整を要する工事（別紙参照）
 - ② 工事現場間の相互の間隔が直線距離で10km以内の範囲にある工事
 - ③ 発注工事が高度な技術を要する工事若しくは施工上相当の困難を伴う工事
で案件公表時にその旨を明示している工事
 - ④ 発注者が適正な施工が困難であると判断する工事
- （２） 同一の専任技術者が兼務できる工事件数は、2件までとする。
- （３） 公社及び公社以外（「他発注機関」という。）が発注する工事との間で、同一の専任技術者に兼務させる場合には、他発注機関が定める条件、確認方法等について相互の条件が合致し、発注者間で相互に認めた場合に限り実施できる。
- （４） 対象は、元請の専任技術者とする。

2 兼務申請等の手続

専任技術者の兼務を希望する者は、「専任を必要とする主任技術者の兼務申請書」（以下「申請書」という。）を、次のとおり契約部署に提出する。

- （１） 公表から希望申請受付終了まで
兼務を希望する二つの工事主管部署の確認印を受ける前に、必要事項を記入した申請書を公社総務部計理課契約係に持参又は郵送等により提出する。
- （２） 希望申請受付終了から入札締切日まで
兼務を希望する二つの工事主管部署の確認印を受けた申請書を持参又は郵送等により提出する。
- （３） 開札日
工事主管部署の確認印を得ることができず、新たな専任技術者を配置する場合は、開札後の積算内訳書の確認時に、希望票兼予定監理技術者等調書を提出する。

3 実施時期

平成26年12月15日以後に発注予定公表を行う工事案件から試行する。

- 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる
工事とは、工事に含まれる主な工作物が同種類のものとする。

(例えば、舗装（仮復旧を除く。）、コンクリート構造物、土工
(切盛土) など)

- 工事施工に当たり相互に調整を要する工事とは、

- ① 工事用道路（施設の出入口等も含む。）を共有しており、工程
調整が必要な工事

- ② 現場発生土等を流用し調整が必要な工事

- ③ 交通規制が必要で相互に影響があり調整が必要な工事

- ④ 同一の敷地施設の工事

- ⑤ 資材の調達を一括で行う工事

などとする。